

1 専門部会の設置にあたって

審議を専門的に効率的に行うため、区民会議には、専門部会を設置することができます。

（川崎市区民会議条例第7条）

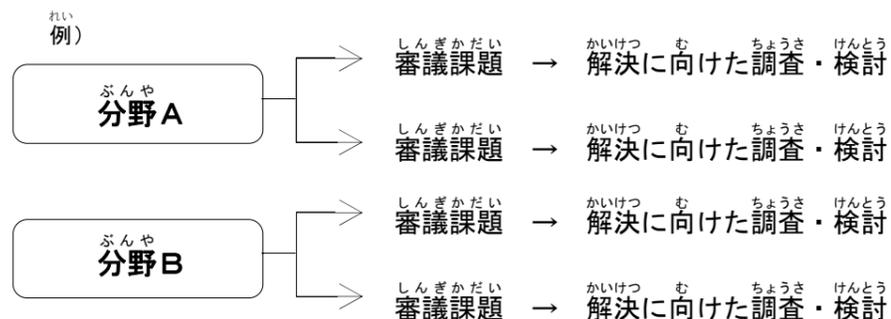
- 充実した意見交換を図るため、一定の人数（10人程度）が必要となります。
- 専門部会は、2部会の設置を想定しています。
- 1つの専門部会で、2～4程度の課題が審議可能な範囲と 考えております。
- 委員が出席しやすい開催日時を調整する必要があります。

2 専門部会の運営について

専門部会の運営は、次のような2つの方法が考えられます。

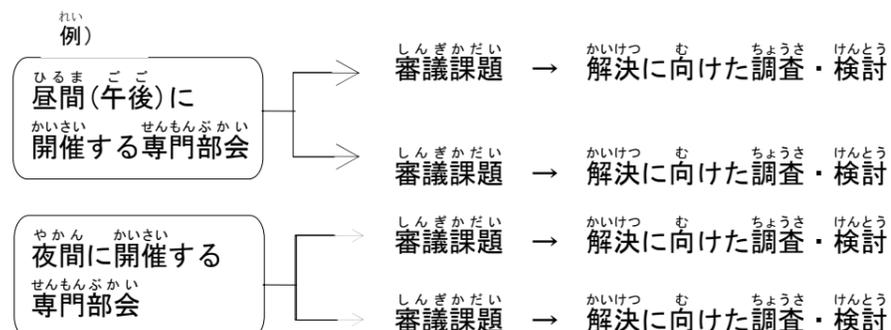
案1 分野ごとに専門部会を運営する

選定された審議課題の分野をもとにして専門部会を設置・運営し、関心のある分野の専門部会に参加の上、それに関連する審議課題を審議



案2 出席可能な時間帯で運営する

昼間（午後）に開催する専門部会、夜間に開催する専門部会等、委員の出席しやすい時間帯で運営

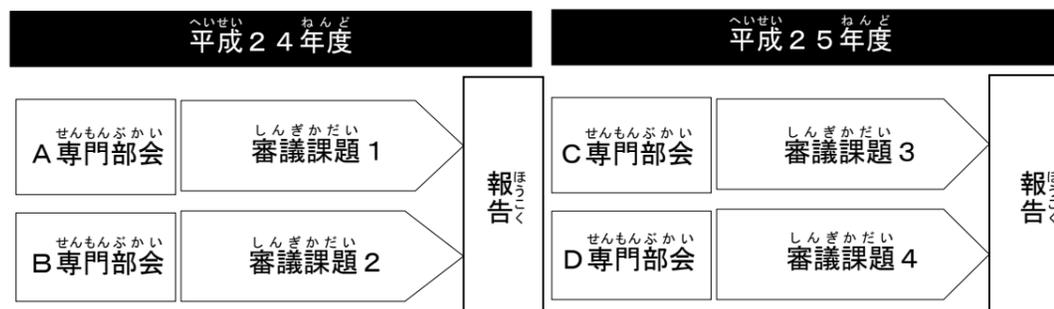


3 専門部会での審議の進め方

案1 2年間を通じて同一部会で審議



案2 1年ごとに部会を設置して審議



※年度の変わり目で、専門部会の委員構成を改めて変えることも想定

参考：各区の第3期区民会議専門部会の設置状況

区名	部会名
川崎区	高齢者部会、子ども部会、環境部会
幸区	環境部会、安心・思いやり部会
中原区	課題調査部会、協働推進事業検討部会
高津区	※企画運営会議を設けて、防災、コミュニティを検討している。
宮前区	活力づくり部会、地参知笑部会
多摩区	環境・観光部会、コミュニティ促進部会、交通安全部会
麻生区	地域交流・文化部会、環境・緑化部会